

議案第3号

飯能市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第21号を第22号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において10日の範囲内の期間

第14条第3項中「、第14号、第19号及び第20号」を「から第15号まで、第20号及び第21号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「、第14号、第19号及び第20号」を「から第15号まで、第20号及び第21号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「、第14号、第19号及び第20号」を「から第15号まで、第20号及び第21号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

飯能市長 新井重治

飯能市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p><u>(13) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において10日の範囲内の期間</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p><u>(20) 省略</u></p> <p><u>(21) 省略</u></p> <p><u>(22) 省略</u></p> <p>3 <u>前項第13号から第15号まで、第20号及び第21号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、休暇の残日数に1時間未満の端数がある場合において、その全てを使用するときは、1分を単位とする。</u></p> <p>4 <u>1日を単位とする第2項第13号から第15号まで、第20号及び第21号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p><u>(20) 省略</u></p> <p><u>(21) 省略</u></p> <p>3 <u>前項第13号、第14号、第19号及び第20号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、休暇の残日数に1時間未満の端数がある場合において、そのすべてを使用するときは、1分を単位とする。</u></p> <p>4 <u>1日を単位とする第2項第13号、第14号、第19号及び第20号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用する</u></p>

<p>するものとする。</p> <p>5 1時間を単位として使用した第2項第13号から第15号まで、第20号及び第21号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>ものとする。</p> <p>5 1時間を単位として使用した第2項第13号、第14号、第19号及び第20号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>
---	--